

**最高人民法院による
商業秘密の侵害の民事事件の審理における
法律適用の若干問題に関する規定¹**

法積〔2020〕7号

1. 2020年8月24日最高人民法院裁判委員会第1810回会議にて可決され、2020年9月12日より施行

商業秘密侵害民事事件が正確に審理されるために、「中華人民共和国反不正競争法」、「中華人民共和国民事訴訟法」等の関連の法律規定に基づいて、裁判実務を踏まえ、この規定を制定する。

第1条 技術に関連する構造、原料、組成、配合処方、材料、サンプル、様式、植物新品種の繁殖材料、製法、方法又はその手順、アルゴリズム、データ、コンピュータプログラム及びその関連ファイル等の情報について、人民法院は反不正競争法第9条第4項にいう技術情報と認定することができる。

経営活動に関連するアイデア、管理、販売、財務、計画、サンプル、入札資料、顧客情報、データ等の情報について、人民法院は反不正競争法第9条第4項にいう経営情報を構成すると認定することができる。

前項にいう顧客情報は、顧客の氏名、住所、連絡先及び取引の慣習、意向、内容等の情報を含む。

第2条 当事者が、特定の顧客と長期にわたって安定した取引関係を維持していることのみを理由に、当該特定の顧客が商業秘密に該当することを主張する場合、人民法院は支持しない。

顧客が従業員個人に対する信頼に基づいて当該従業員の所属する単位と取引を行った場合、当該従業員が離職した後、当該従業員又は当該従業員の所属する新単位との取引を、顧客が自由意思により選択したことを証明できるとき、人民法院は、当該従業員が不正な手段で権利者の商業秘密を取得したことはしていないと認定しなければならない。

第3条 権利者が保護を求める情報が、被疑侵害行為の発生時に所属する分野における関係者に広く知られておらず、容易に取得するものでもない場合、人民法院は反不正競争法第9条第4項にいう公衆に知られていないと認定することができる。

第4条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、人民法院は関連情報が公衆に知られていると認定することができる。

¹ 最高人民法院の公式サイト、訪問年月日：2021年9月30日

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254751.html>

- (一) 当該情報が所属する分野では一般常識又は業界慣行である場合
- (二) 当該情報が製品のサイズ、構造、材料、部品の簡単な組合せ等の内容にのみ関わり、所属する分野における関係者が上市された製品を観察すると直ちに取得することができるものである場合
- (三) 当該情報が公の出版物又はその他のメディアで公開されている場合
- (四) 当該情報がすでに公開の報告会、展示会等を通じて公開されている場合
- (五) 所属する分野における関係者がその他の公開のルートから当該情報を取得することができる場合。

公衆に知られている情報を分類し、改善し、加工した後に形成された新情報は、この規定第 3 条の規定を満たす場合、当該新情報は公衆に知られている情報に該当しないと認定しなければならない。

第 5 条 権利者が、商業秘密の漏洩を防止するために、被疑侵害行為が発生する前に取った合理的な秘密保持措置について、人民法院は反不正競争法第 9 条第 4 項にいう相応の秘密保持措置に該当すると認定しなければならない。

人民法院は商業秘密及びその媒体の性質、商業秘密の商業的価値、秘密保持措置の識別可能な程度、秘密保持措置と商業秘密との対応程度並びに権利者の秘密保持の意思等の要因に基づいて、権利者が相応の秘密保持措置を取ったか否かを認定しなければならない。

第 6 条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当し、正常の状況の下で商業秘密の漏洩を防止するのに足りる場合、人民法院は権利者が相応の秘密保持措置を取ったと認定しなければならない。

- (一) 秘密保持契約を締結し、又は契約において秘密保持義務を約定している場合
- (二) 規約、研修、規則制度、書面告知等を通じて、商業秘密に接触し、又は取得することができる従業員、元従業員、サプライヤ、顧客、来訪者等に対して秘密保持を要求する場合
- (三) 秘密に関わる工場建物、生産現場等の生産経営場所に対して来訪者を制限し、又は区分して管理している場合
- (四) ラベリング、分類、隔離、暗号化、封印をもって、接触可能又は取得可能な者の範囲を制限する等の形で、商業秘密とその媒体を区分して管理する場合
- (五) 商業秘密に接触可能、又は商業秘密を取得可能なコンピュータ装置、電子機器、ネットワーク装置、記憶装置、ソフトウェア等に対して、使用、アクセス、保存、複製等の禁止又は制限等の措置が取られている場合
- (六) 離職した従業員に、接触又は取得した商業秘密及びその媒体の登録、返却、削除、破棄を要求し、秘密保持の義務を引き続き負う場合
- (七) その他の合理的な秘密保持措置を取っている場合。

第 7 条 権利者が保護を求める情報が、公衆に知られていないため現実の又は潜在的な商業的価値がある場合、人民法院は審理を経て反不正競争法第 9 条第 4 項にいう商業的価値を有するものであると認定することができる。

生産経営活動において形成された段階的な成果が前項の規定を満たしている場合、人民法

院は審査を経て当該成果が商業的価値を有すると認定することができる。

第 8 条 被疑侵害者が法律規定に違反し、又は一般に認識されている商業道徳に反する形で権利者の商業秘密を取得した場合、人民法院は反不正競争法第 9 条第 1 項にいうその他の不正な手段をもって権利者の商業秘密を取得したものに該当すると認定しなければならない。

第 9 条 被疑侵害者が生産経営活動において商業秘密をそのまま使用し、又は商業秘密を修正し、改善した後に使用し、又は商業秘密に基づいて生産経営活動を調整し、最適化し、改善した場合、人民法院は反不正競争法第 9 条にいう商業秘密を使用することに該当すると認定しなければならない。

第 10 条 当事者が法律の規定又は契約の約定に基づいて負う秘密保持義務について、人民法院は反不正競争法第 9 条第 1 項にいう秘密保持義務に該当すると認定しなければならない。

当事者が契約において秘密保持義務を約定していなかったが、信義誠実の原則、及び契約の性質、目的、締結過程、取引慣習等により、被疑侵害者はその取得した情報が権利者の商業秘密であることを知っており又は知るべきである場合、人民法院は被疑侵害者がその取得した商業秘密に対して秘密保持義務を負うと認定しなければならない。

第 11 条 法人、非法人組織の経営、管理に係る者及び労働関係を有するその他の者について、人民法院は反不正競争法第 9 条第 3 項にいう従業員、元従業員であると認定することができる。

第 12 条 人民法院は、従業員、元従業員が権利者の商業秘密を取得するためのルート又は機会を有するか否かを認定するとき、関連する次に掲げる要因を考慮することができる。

- (一) 職務、職責、権限
- (二) 担当業務²又は単位から割り振られた任務
- (三) 商業秘密と関連のある生産経営活動に関与する具体的な状況
- (四) 商業秘密及びその媒体を保管、使用、保存、複製、コントロール又はその他の形で接触し、取得したか否か
- (五) 考慮することが必要なその他の要因。

第 13 条 被疑侵害情報が商業秘密と実質的な違いがない場合、人民法院は被疑侵害情報と商業秘密とが反不正競争法第 32 条第 2 項にいう実質的に同じであると認定することができる。

人民法院は、前項にいう実質的に同じであるか否かを認定するとき、次に掲げる要因を考慮することができる。

- (一) 被疑侵害情報と商業秘密との異同の程度
- (二) 所属する分野における関係者が被疑侵害行為の発生時に被疑侵害情報と商業秘密との違いを容易に想到するか否か
- (三) 被疑侵害情報が商業秘密の用途、使用方法、目的、効果等と実質的な差異を有す

² 訳注：原文は「承擔的本職工作」である。

るか否か

(四) 公有の分野において商業秘密に関連する情報の状況

(五) 考慮することが必要なその他の要因。

第 14 条 被疑侵害情報が自ら研究開発し又はリバースエンジニアリングによって取得したものである場合、人民法院は反不正競争法第 9 条に規定する商業秘密を侵害する行為に該当しないと認定しなければならない。

前項にいうリバースエンジニアリングとは、技術的な手段を通じて公のルートから取得した製品を、解体し、計測して図面化し、分析する等により当該製品の関連の技術情報を取得することをいう。

被疑侵害者が不正な手段をもって他人の商業秘密を取得した後、リバースエンジニアリングであることを理由に商業秘密を侵害していないことを主張する場合、人民法院は支持しない。

第 15 条 権利者の主張に係る商業秘密について、被申立人が不正な手段で他人の商業秘密を取得し、開示し、使用し、又は他人に使用の許諾を試み、又はすでに行った場合、保全措置を取らなければ判決の執行が困難となり、若しくは当事者にその他の損害をもたらすこととなり、又は権利者の合法的権益に回復困難な損害を蒙らせることになる場合、人民法院は法に依る裁定により行為保全措置を取ることができる。

前項に規定する状況が民事訴訟法第 100 条及び第 101 条にいう状況が緊急であるに該当する場合、人民法院は 48 時間以内に裁決しなければならない。

第 16 条 事業者以外のその他の自然人、法人及び非法人組織が商業秘密を侵害した場合、権利者が反不正競争法第 17 条の規定に基づいて、侵害者が民事責任を負うべきであると主張したとき、人民法院は支持すべきである。

第 17 条 人民法院が商業秘密を侵害する行為に対して侵害の停止の民事責任を判決するとき、侵害の停止の期間は一般的に当該商業秘密がすでに公衆に知られている時まで続けなければならない。

前項の規定に従い判決した侵害の停止の期間が明らかに不合理である場合、人民法院は、権利者の商業秘密競争の優位性を法に依り保護する下で、侵害者が一定の期間内又は範囲内当該商業秘密の使用の停止を判決することができる。

第 18 条 侵害者は商業秘密媒体を返還し又は破棄し、コントロールされた商業秘密情報を消去する旨の判決を、権利者が請求する場合、人民法院は一般的に支持しなければならない。

第 19 条 侵害行為により商業秘密が公衆に知られている場合、人民法院は法に依り賠償額を確定するとき、商業秘密の商業的価値を考慮することができる。

人民法院が前項にいう商業的価値を認定するとき、研究開発のコスト、当該商業秘密の実施による収益、得べかりし利益、競争の優位性の維持可能な期間等の要因を考慮しなければならない。

第 20 条 権利者が商業秘密使用許諾料を参照して侵害により蒙った実際の損害の確定を請求する場合、人民法院は、許諾の性質、内容、実際の履行情況、及び侵害行為の性質、

情状、不利な結果等の要因に基づいて確定することができる。

人民法院が反不正競争法第 17 条第 4 項に基づいて賠償額を確定する場合、商業秘密の性質、商業的価値、研究開発コスト、創新の程度、もたらし得る競争の優位性、及び侵害者の主観的な過錯、侵害行為の性質、情状、不利な結果などの要因を考慮することができる。

第 21 条 当事者又は訴外者³の商業秘密に関わる証拠、材料について、当事者又は訴外者が書面により人民法院に秘密保持措置を取ることを申立てた場合、人民法院は保全、証拠の交換、質証、鑑定委託、尋問、法廷審理等の訴訟活動で必要な秘密保持措置を取らなければならない。

前項にいう秘密保持措置の要求に違反し、無断で商業秘密を開示し、又は訴訟活動において接触し、取得した商業秘密を、訴訟活動外で使用し又は他人の使用を許諾する場合、法に依り民事責任を負わなければならない。民事訴訟法第 111 条に規定する場合を構成する場合、人民法院は法に依り強制措置を取ることができる。犯罪を構成した場合は、法に依り刑事責任を追及する。

第 22 条 人民法院が商業秘密の民事事件を審理するときは、商業秘密の侵害の犯罪に係る刑事訴訟手続において形成された証拠に対し、法定の手続に従い全面的かつ客観的に審理しなければならない。

公安部門、検察部門又は人民法院によって保存された被疑侵害行為と関連性のある証拠は、商業秘密の民事事件の当事者及びその訴訟代理人が客観的原因で自ら収集することができず、調査収集を申立てた場合、人民法院は認めなければならない。ただし、進行中の刑事訴訟に影響を及ぼす可能性のある場合はこの限りでない。

第 23 条 当事者が、発効した刑事判決によって認定された実際の損害又は違法所得に基づいて同一の商業秘密の侵害行為の民事事件の賠償額を主張した場合、人民法院は支持すべきである。

第 24 条 権利者が、侵害者の侵害行為により得られた利益の初歩的証拠をすでに提供したが、商業秘密侵害行為に関連する帳簿、資料は侵害者が掌握している場合、人民法院は権利者の申立てにより、当該帳簿、資料を提供することを侵害者に命ずることができる。侵害者が正当な理由なく提供せず又は如実に提供しなかった場合、人民法院は権利者の主張及び提供された証拠に基づいて侵害者が侵害により得られた利益を認定することができる。

第 25 条 当事者が同一の被疑商業秘密の侵害行為に関わる刑事事件がまだ審理終了していないことを理由に、商業秘密の侵害の民事事件の審理の中止を請求した場合、人民法院は、当事者の意見を聞いた後、当該刑事事件の審理結果を根拠とすべきであると認めた場合、支持すべきである。

第 26 条 商業秘密を侵害する行為に対して、商業秘密の独占使用許諾契約の被許諾者が訴えを提起した場合、人民法院は法に依り受理しなければならない。

排他的使用許諾契約の被許諾者と権利者とが共同して訴えを提起し、又は権利者が訴えを提起しない場合に自ら訴えを提起したとき、人民法院は法に依り受理しなければならない。

³ 訳注：原文は「案外人」である。

通常使用許諾契約の被許諾者と権利者が共同して訴えを提起し、又は権利者による書面の授權を経て単独して自ら訴えを提起したとき、人民法院は法に依り受理しなければならない。

第 27 条 権利者は、一審の法廷弁論終結前に主張に係る商業秘密の具体的な内容を明らかにしなければならない。部分的にしか明らかにすることができない場合、人民法院は当該明らかにされた部分に対して審理を行う。

権利者が第二審の手續において、一審において明らかにしていなかった商業秘密の具体的な内容を、別途主張した場合、第二審の人民法院は、当事者の自由意思の原則により、当該商業秘密の具体的な内容に関連する訴訟請求に基づいて調停することができる。調停が調わない場合、当事者に別途訴えを提起するよう告知する。双方の当事者がいずれも第二審の人民法院によって一括審理することを同意した場合、第二審の人民法院は一括して裁判することができる。

第 28 条 人民法院が商業秘密を侵害する民事事件を審理するとき、被疑侵害行為の発生時の法律を適用する。被疑侵害行為が法律の改正前にすでに発生しかつ法律の改正後にまで続いている場合は、改正後の法律を適用する。

第 29 条 この規定は 2020 年 9 月 12 日より施行する。最高人民法院が以前に発行した関連の司法解釈がこの規定と不一致の場合、この規定に準じる。

この規定の施行後、人民法院で審理されている一審、二審の事件は、この規定を適用する。施行前にすでに発効判決が下された事件は、この規定を適用して再審はしない。

©特許業務法人三枝国際特許事務所 無断使用・複製はご遠慮ください。